

香川生物学会会則

第1条 本会は香川生物学会と名づける。

第2条 本会は生物の研究と生物学の普及を目的とする。

第3条 第2条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 年次総会（毎年1回）
2. 月例会
3. 採集会
4. 会誌および普及誌の発行
5. その他

第4条 本会の趣旨に賛同し会費を納めたものを会員とする。年度途中の新入会員はその年度会費の全額を納めなければならない。

第5条 本会に名誉会員若干名をおくことができる。名誉会員は総会で推薦し承認され

た者をいう。

第6条 本会に次の役員を置き役員の任期は一年とする。

会長 1名, 評議員 若干名, 理事 若干名 (内常任理事3名)

第7条 会費は年額3,000円とする。学生、生徒は半額とする。但し分納をさまたげない。

第8条 本会は事務所を香川大学生物学教室に置く。

第9条 本会は必要と認めた場合に臨時総会を開くことができる。

第10条 会則の変更は総会で決定することができる。